

START運営委員会(第八回取扱制度TF 第六回インサイダー類似行為への対応検討部会)
議事要旨

開催日時：2025 年 4 月 14 日（月）15:00～15:43

開催場所：オンライン

参加 TF：取扱制度 TF

出席企業：

いちご投資顧問株式会社
S M B C 日興証券株式会社
株式会社 S M B C 信託銀行
株式会社 S B I 証券
K D X S T パートナース株式会社
大和証券株式会社
野村證券株式会社
みずほ信託銀行
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
東海東京証券株式会社(※)

(※)オブザーバー

議事要旨

- 資料に基づき、重要事実の定義の一部再定義案及びインサイダー類似行為の実効性の確保の案について説明。
- 主な意見等
 - I. 重要事実の再定義（マルチアセット・タイプの不動産 ST に関して）
 - 複数の物件を組み込んだ不動産 ST もマルチアセット・対応に該当するのか。
 - 不動産管理処分信託の受託者が複数いる場合の扱いがポイントではないか。
 - 本件が関係者の定義を明確化することが目的なので、アセット・タイプによる定義ではなく、関与するエンティティに着目することが望ましいのではないか。
 - 本件の定義については、運用対象として複数のアセットが存在するか否かをポイントとした検討が望ましいのではないか。
 - 議論を踏まえ、再度修正した定義案提示する。
 - II. インサイダー類似行為の実効性確保について
 - 事務局の提案内容に特段の異論は無し。
 - 発行体等の体制整備に関して、買主・仲介業者等への表明保証等を努力義務とはいえ規定することは現場的には実現性に乏しい。一方、不動産 ST 関係者による情報伝達行為や取引推奨行為の防止を含めることには異論は無し。
- 次回、第七回インサイダー類似行為への対応検討部会（2025 年 5 月下旬）においては、

ST-Nominator のインサイダー類似行為への対応についての議論を予定。

以上